

平成 29 年

社会文教常任委員会会議録

平成 29 年 3 月 8 日

田上町議会

平成29年第2回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成29年3月8日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 3番 | 小嶋謙一君 | 11番 | 池井豊君 |
| 7番 | 浅野一志君 | 12番 | 関根一義君 |
| 9番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
| 10番 | 松原良彦君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 皆川忠志君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
| 副町長 | 小日向 至 | 保健福祉課長
補 佐 | 渡辺 賢 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健係長 | 時田雅之 |
| 町民課長 | 鈴木和弘 | 福祉係長 | 棚橋康夫 |
| 保健福祉課長 | 吉澤 宏 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小林 亨
- 書記 渡辺 真夜子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第 3号 田上町税条例等の一部改正について
- 議案第 4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 田上町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員

- 数に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 8 号 田上町高齢者生きがい活動支援通所施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 田上町老人福祉センター設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 田上町使用料条例の一部改正について
- 議案第 12 号 田上町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例の廃止について
- 議案第 15 号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 16 号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第 18 号 平成 28 年度田上町一般会計補正予算（第 7 号）議定について中
第 1 表 歳出の内
2 款 総務費（2 項、3 項）
3 款 民生費
4 款 衛生費
10 款 教育費
第 2 表 繰越明許費の内
3 款 民生費
- 議案第 21 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 議案第 22 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 議案第 23 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 議案第 24 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。皆さんお集まりになりましたので、これより社会文教常任委員会付託案件審査の会議を始めたいと思います。

二、三日前までは大変暖かい日、きのうあたりからまた寒空というようなことで、雪が舞っております。これが春が来る前の三寒四温というような言葉ではないでしょうか。風邪など引かないように、今後これから議会が真っ最中になりますので、十分気をつけていただきたいと思います。もしかしたら、この委員会が最後の社会文教常任委員会になるかもしれませんけれども、皆様方大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

道の駅も少しずつ工事が始まっておりますし、403号線も完成までにあともう一歩というところまで来ました。本当に待ち遠しい限りでございます。もう3年か、まだ3年かという言葉がございますけれども、もう3年はすぐにやってきます。1年間というのは早いものでございます。楽しみにしていきたいと思っております。

また、議会はガラス張りの公明なきれいな議会ということでございますが、三條新聞を見ると、弥彦村の執行、議会は大変おもしろい議題を提供しております。私に言わせれば、卵が先か鶏が先でございますが、卵が産まれたらよく見て、早くすぐつつかないで、これはまた大きな卵になって皆さんに栄養を与えるか、それとも種だけの卵だか、そこら辺を見きわめて話を進めていっていただきたいと思います。考えて見てまいりました。

私の挨拶はこのくらいにして、町長ご挨拶をお願いいたします。座らせていただきます。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

今ほど委員長さんのほうから気象状況の話もありましたが、天気予報では今週のあす、あさってぐらい雪で、後はもう春間近ということでありました。先般中学校の卒業式は、大変ご苦労さまでございました。中学校もきのう、今日テストのようではありますが、なかなかその結果も大変なようではありますが、その中学校3年生は大変いろんな面でよく努力した学年であったようでありました。卒業式も大変整然として、大変立派な卒業式だったと思っております。

先般本会議で付託いたしました議案、確か社文のほうには14案件ではありますが、

そのうち条例の一部改正が6案件がございますが、それから指定管理の指定、そして一般会計の補正予算、特別会計等がございますが、よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

また、議会で今日は3名の方がマスクで、震源地は誰とは申しませんが、インフルエンザにならないように十分気をつけていただきたいと思います。やっぱりインフルエンザになると、1週間や2週間でなかなか治らない病気でもございますので、この議会中は何とか頑張ってくださいまして、それぞれ健康に留意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

三條新聞より傍聴のお願いが出ておりますので、許可しております。

それでは、始めさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、議案第3号 田上町税条例等の一部改正について、議案第4号 田上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、議案第5号 田上町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第8号 田上町高齢者生きがい活動支援通所施設設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第9号 田上町老人福祉センター設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第10号 田上町使用料条例の一部改正について、議案第12号 田上町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例の廃止について、議案第15号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第16号 田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定について、議案第18号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費（2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、第2表、繰越明許費の内、3款民生費、議案第21号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第22号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第23号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第24号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について、以上14議案です。

それでは、これから議事に入ります。

私のほうで少し考えてきたのですけれども、進行予定でございますが、少しお話しさせていただきます。少し細かくなりますが、議案第3号、4号、5号と3議案一括議題としまして審議、次に議案第8号、9号、10号、12号の一括の説明と審議、次に議案第15、16、一括で説明、審議、ここでこれが終わりましたら時間を見まし

て、休憩を入れたいと思います。それから、再開しまして、議案第18号だけ説明と審議、終わりましたら議案第21号、22号、23号、24号を一括説明していただきまして、審議で進めたいと思います。説明者は、丁寧をお願いいたします。

それでは、始めたいと思います。議案第3号、4号、5号を一括で執行の説明を順次お願いしたいと思います。

町民課長（鈴木和弘君） 改めましておはようございます。

それでは、議案第3号、議案書の13ページからになります。田上町税条例等の一部改正でございます。内容につきましては、初日、町長の提案理由のほうにもありましたとおり、消費税率の引き上げ、これが31年の10月の1日に延期をされたことに伴いまして、個人町民税におきます住宅ローン控除の適用期限を延長するという改正、それから昨年6月議会に税条例の専決処分ということで、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、それから自動車取得税を廃止して、軽自動車税に環境性能割を導入するというようなことで提案をさせていただきましたけれども、それにつきましては消費税が引き上がるというところで改正はされたものですから、今回消費税率が31年の10月1日に延期をされたことに伴いまして、この条例改正につきましてもあわせて延期をするといったのが主な内容でございます。

それでは、議案書の21ページの次、新旧対照表のほうをお開きいただければと思います。今回は1条、2条ということで分かれておるのですが、まず1条関係につきまして、資料ナンバー1、一番下のところ、これにつきましては特定非営利活動促進法という法律があります。この関係の中で、名称の変更、特例、仮認定ということが特例ということで、名称変更されたことに伴う改正でございます。ちなみに、田上町には該当する法人はございません。

めくっていただきまして、資料ナンバー2、附則6条の3の2でございますが、先ほど申し上げましたとおり、消費税率の引き上げに伴いまして、住宅ローン控除、この適用期限を2年半延長するという部分でそれぞれ年数の見直しでございます。

それから、資料ナンバー3、第2条関係ということで、旧のほう、先ほど申し上げましたように昨年6月議会にて提案をお願いしました税条例の専決、その中で消費税を引き上げて、あわせて自動車取得税を廃止し、軽自動車税に新たに環境性能割を導入する、それに関する条例と、あと法人税率を引き下げるといった改正があったのですが、これを一旦全部廃止をして、さらに1条の2ということで、これを新たにうたい込むということでの今回の条例の改正の仕組みになっておりますので、よろしく申し上げます。

資料ナンバー3につきましては、今ほど申し上げました軽自動車税の関係、種別割を設けるといった部分を全て削除するという部分の関係がずっとあります。

資料ナンバー11のところでございますが、その中に一部文言の字句の修正ということで、一部ここで改正をさせていただいているところがございます。

それから、めくっていただきまして、資料ナンバー12、この部分につきましては、認可特例ということで、これを29年度1年限り延長するというので、あわせて先決のときに説明をさせていただいたのですが、これは継続するというので、これだけは残すというような部分がございます。

それから、資料ナンバー15、ここに今ほど申し上げました第1条の2ということで、消費税率を引き上げ、31年の10月1日に延期をされたことに伴いまして、この部分で新たに、すみません。何度も申し上げてあれですけども、自動車取得税を廃止して、軽自動車税に環境性能割を導入するという部分、それからめくっていただきまして、資料ナンバー15、第22条の4中というところで、下から4行目のところ、これが法人税率の引き下げ、12.1を8.4に改めるといような内容がずっと続いています。

あとその資料ナンバー16からにつきましては、環境性能割を導入した部分の説明、あるいはその環境性能割をどういうふうに徴収するかといった部分、それにつきましては基本的に昨年の6月に専決処分の説明をさせていただいたとおり、内容的には全く変わっておりません。自動車取得税を廃止して、軽自動車税に新たに環境性能割を賦課をすると、その賦課については県のほうで徴収をするというような仕組みになるということで、内容的にはほとんどそういう部分で変わっておりませんので、今回はその消費税率が延期されたことに伴って、そういう条例が改正されたといった部分が今回の税条例の改正の主な内容でございます。

説明は、以上でございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、議案第4号、22ページになります。田上町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

資料ナンバー29、まず趣旨の1条でございますけれども、旧のほうを見ていただくと、第78条の4第1項と書いてありますけれども、新のほうでございます。本来これ法第78条というのを入れるべきだったのですけれども、旧のほうにはちょっと入れなかったもので、改正をお願いするものです。新のほうで、9条と10条を追加するものでございます。9条の地域密着型通所介護の基本方針ということですから

ども、何が書いてあるかという、定員18人以下の通所事業所で自宅での生活や家庭の介護軽減のためを目的とした施設の利用目的を書いてございます。そういう基準を作れという趣旨でございます。これ地域密着型ですので、原則的に田上町の人々が利用するものでございますが、田上町にはこの施設が現在ございません。田上の方は、秋葉区にあります希望の丘ですとか、6人ほどいらっしゃいますし、中央区にありますデイサービスセンターに1名行ってございます。新のほうの10条でございますけれども、これについても同じなのですけれども、9条との違いが常に看護師による観察を必要とする該当者を対象にして書いているものでございます。この施設は、県内にはございません。

資料ナンバー30でございますけれども、新のほうで2条を加えたものでございますので、9条と10条の2条を加えたものでございますので、以降条項が全部繰り下がるものでございます。例えば旧のほうの第9条が新のほうの第11条、旧のほうの10条が新のほうの12条ということで全部繰り下がってございます。新のほうの第16条でございますけれども、旧のほうで第14条でございます。旧のほうは、町と書いてございますけれども、これ本来町長とすべきものでありましたので、改正をお願いするものでございます。

18条の頭でございますけれども、旧のほうが複合型サービスの基本方針と書いてございますけれども、新のほうが看護小規模多機能型居宅介護の基本方針と書いてございます。これは、国が名称を変更しましたので、それに合わせたものでございます。

資料ナンバー31でございます。旧で17条、新のほうで19条ございましたけれども、前ページで説明しました名称を入れたものでございます。

議案第4号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第5号でございます。田上町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。これも新旧対照表で説明させていただきます。資料ナンバー32でございます。新と旧なのですけれども、介護保険法の改正により条項が1項追加されたものでございまして、それを引用する条例の条項を改正したものでございます。旧の1条でございますけれども、第115条の46第4項と書いてございますけれども、これが新のほうで115条の46第5項に改正されたものでございます。以下全部同じでございます。あくまでもこれは、法律に一部条項が追加されましたので、それを引用する条項の変更でございます。内容については変更はございません。

私の説明は、以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいまの説明のありました議案第3号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

それでは、ないようですので、議案第3号に対する質疑は終了します。

次に、議案第4号を議題といたします。ただいま説明のありました議案第4号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

では、ないようですので、ただいま説明のありました議案第4号について質疑は終了いたします。

次に、議案第5号を議題といたします。ただいま説明のありました議案第5号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） ちょっと確認したいのですが、議案第5号の条例は先ほど説明がありましたように、介護保険法の改定に伴うものであるのですが、この条例は平成26年の12月の定例会で我々の社文のほうに付託された案件で条例が制定されたという記憶あるのですが、その辺でわずか2年ぐらいいというのはちょっと言いすぎかもしれませんけれども、当該職員の員数に関する基準を定めるところなのですが、今介護職というのは非常に危機感というか、余り求人も少なくなって引っ張りだこみたいになっているのですが、その辺今包括支援センター、田上町ではその職員の数、充足は今後ちょっと課長はどのように考えて、十分充当できるか、そういう改正されている内容で危機感を持っているか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

保健福祉課長（吉澤 宏君） すみません。新たに法律によって追加された条項は、包括支援センターの事業の質の向上に努めなければならないというふうな改正しているのです。今川崎委員がおっしゃったのは、あくまで指摘のとおり員数云々うたってありますので、これにつきましては私ども質の向上云々というのは条例でうたっておりませんので、あくまで今の内容で条例改正するというものでございますし、包括支援センターの職員の数でございますけれども、何とかやりくりします。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ほかにございませんでしょうか。

ほかにないようですので、議案第5号に対する質疑は終了します。

次に、議案第8号、9号、10号、12号を4件一括で執行の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、議案第8号 田上町生きがい活動支援通所施設設置及び管理等に関する条例の一部改正であります。議案の34ページになります。1ページめくっていただいて、資料ナンバー44のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この旧のほうが高齢者生きがい活動支援通所云々と書いてございますけれども、新のほうで住民主体型通所サービスで文言の変更でございますけれども、何を意味するかと言いますと、総合事業が4月から始まりますので、簡単に言うところの施設がその対象になるのを明確化するために名称を変更するものでございます。

議案第8号については以上でございます。

議案第9号でございますけれども、田上町老人福祉センター設置及び管理等に関する条例の一部改正でございます。36ページでございます。資料ナンバー45の新旧対照表のほうで説明させていただきます。今までは老人福祉の施設ですので、老人の方に利用していただきましたが、新旧対照表の新のほうなのですけれども、3条に2項をつけ加えさせていただきたいというものでございます。老人が使うのに支障がない範囲内において、営利目的でない団体の活動の諸会合の場所として提供させることができるということでございます。公共的団体なのですけれども、例えば集落の催しですとか、子ども会とかPTAの催しにも利用希望がございますので、そらを利用可能にするために改正するものでございます。

続きまして、議案第10号でございます。38ページでございます。田上町使用料条例の一部改正でございます。すみません。では、新旧対照表で説明させていただきますので、資料ナンバー46でございます。よろしゅうございますでしょうか。まず、新旧対照表の2条のところでございます。旧のほうに（8）、8号として田上町ふれあいセンターというのが書いてございますけれども、これから出てくるのでございますけれども、管理及び設置条例を廃止いたしますので、この文言を削るということでございます。

その下でございます。別表1でございます。まず、これは様式を変えたということでございます。旧のほうで説明いたしますけれども、施設の上のところは施設の名称というのが書いてございます。資料ナンバー46ですと、公民館の上に施設の名称、資料ナンバー47ですと、保明交流センターの上に施設の名称というのが書いてございますけれども、今度は新のほうでございます。この施設の名称を今度は一番上だけに持ってきて、その下、施設名、施設名というふうに表示するものでございます。見やすく統一いたします。

資料ナンバー47でございます。新のほうで網かけしている部分なのですが、憩の家や老人福祉センターで夜間の利用の方がご希望が多いものですので、その新のほうの網かけした部分、夜間を利用する場合の料金の改正を追加をお願いするものでございます。施設の料金のほか、例えば60歳以上の高齢者の方ですと1,000円とか、もしくは1回100円、それ以外の方は200円とか150円のほかに、夜間利用でございますので、1時間ごとに1,500円を徴収させていただきたいという条例改正でございます。1時間未満の場合は、1時間とするということでございます。

続きまして、資料ナンバー50でございます。旧のほうでございます。網かけした部分でございますけれども、先ほど少し説明しましたけれども、これから出てくるのでございますけれども、ふれあいセンターの管理及び設置基準の条例を廃止いたしますので、当然使用できなくなりますので、その利用料金を取らないように、要は削るという趣旨でございます。

議案第10号は以上でございます。

続きまして、議案第12号のほうに入ります。44ページになります。使用料条例で説明いたしましたけれども、田上町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例を今使っておりませんので、中店にある旧母子健の施設なのですが、主に柔道場として使っているのですが、今使っていないので、これを廃止させていただきたいということでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

それでは、次に議案第8号を議題といたします。ただいま説明のありました8号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

議長（皆川忠志君） 1点教えてください。この高齢者生きがい活動支援通所施設、これは総合事業の一環でふれあいの家とかくつろぎの家の関係ですよね。これを今度社会福祉協議会に業務委託するということですよ。業務委託の内容をちょっと教えてもらいたいのですが、運営主体というのは今までどおりのやり方なのですか。どの部分を業務委託するのですか。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 運営は、確かにボランティアグループにしますが、例えばその施設を使ってボランティアの育成なんかをやりたいものですので、そこらの事業の委託といたしますか、新しい事業をしていただきたいというのと、事務を今役場がやっている事務を社協に委託したいという趣旨でございますので、よろしくお願いたします。

議長（皆川忠志君） そうすると、社会福祉協議会がやっているデイサービスセンターといいますが、その機能というか、技術というか、それとここの新しい今度住民密着サービスなのですか、住民主体型通所サービスというふうになるわけですが、これの混合して育成していこうよと、こういうことを今度社会福祉協議会のほうに委託すると、こういう理解で、今の言い方だとそういう理解でよろしいですか。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 社協の職員のメンバーかりて新たなボランティアの育成をこの施設でやりたいという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

3番（小嶋謙一君） 今の関連で聞きたいですけれども、いいですか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい、いいです。

3番（小嶋謙一君） では、全て委託ですから、全て職員を社協のほうで増やして、ボランティアの育成なんかと言われましたけれども、町としては一切その辺は委託ですから口は出さないといいますが、ほとんど全部100%社協のほうに任せるといことになるのですか。

保健福祉課長（吉澤 宏君） この施設ですけれども、利用料金を徴収してありますので、それはどうしても町に残りますので、それ以外は基本的には全て社協に委託でございます。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） というのは、利用料金を町で徴収するということですね。委託するのとどういような形で違ってくるのでしょうか。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 利用料金の徴収は、指定管理でないとできないのです。私人への委託はちょっとできませんので、その部分はどうしても町に残りますという趣旨でございますので、お願いいたします。

3番（小嶋謙一君） もやもやとしてちょっとわからないのですけれども、指定管理者はすなわち社協なのでしょう。

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） この施設の社協への委託ということで、今まで全員協議会とかでもお話ししているところでありますけれども、あくまでも業務の委託ということでもあります。課長の説明とちょっと重複するかもしれませんが、まず町の職員がその業務、例えば支払いだとかいろいろな業務、伝票とか支払うとかいう業務、いろんな業務がありますけれども、その業務を社会福祉協議会にさせていただくというのがまず1つ、あと今業務委託ということで、ボランティアグルー

つなぎあいにも私どもが業務委託をしている分を社会福祉協議会に委託をするということでございます。それすることによって、これから総合事業が始まって業務量が非常に増えていくという中で、その部分を委託することによって新たな事業にも町の職員が踏み込めるという部分が1つございますし、社会福祉協議会に委託するという意味が社協というのはボランティアセンターという、ボランティアの育成というのを持っておりますので、つなぎあいも今ボランティアグループというふうに活動していますし、課長もさっき言いましたけれども、新たなボランティアを育成したいということの考え方もございますので、それを社会福祉協議会に委託することによって、ボランティアセンターのさらなる活性化が図れるだろうというのがまた1つ、それと先回の全員協議会でもお話をいたしましたけれども、ボランティアの育成の場、補助金ですよね。後で介護保険特別会計でも補正が出てきますけれども、ボランティアの育成をすることによりまして、今はまるっきり一般財源なわけです。ただ、ボランティアを育成をするということで、この住民主体型サービスBということで位置づけることで補助金が県、国から出るという部分で、財政的にそういう意味でも非常によくなったという部分ということでありますので、いろんな面からとってみても、この委託することによって町にも、また田上町自体、あと社協自体、あと町民自体でも非常にメリットがあるということでお願いをするものがございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（皆川忠志君） そうすると、今までは一般財源で出していたものが約900万円、これが減になって補助金が出ますよと、総合事業サービスの通所B、これを使ってやると900万円出すよと、一般財源がもうかるというか、変な話、効率化になりますよということですよ。それだけではなくて、運営主体自体を社協に指定管理者を管理者制度を使ってというふうな、そういう発想はならないようなのですか、そのところの区分けをちょっともし説明できるのなら。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 私ども正直言って、指定管理制度でお願いできないかというふうに社協さんをお願いしたのですけれども、業務委託のほうがやりやすいということで業務委託のほうになりましたので、よろしくお願ひいたします。とりあえずまだ先が見えないのでという趣旨でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにご発言ありませんでしょうか。

しばらくにしてご意見もありませんので、議案第8号に対する質疑は終了します。

次に、それでは第9号を議題といたします。ただいま説明のありました9号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひします。

11番（池井 豊君） ここに来て、なぜこれをやるのかというご質問をしたいのですが、事業に支障のない限度でというふうな前置きもありますけれども、自治会、PTAに貸し出すということは、これはそういう地域要望があって、地域のそういう効率化のためにそういう会合をするというような趣旨でやるのかという点1点、それからこれを開放することによって、どの程度の予算増額といたしまししょうか、経費等が生ずるようなふうに算段しているのか、または利用見込みといたしまししょうか、そこら辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 正直言わしてもらって、集落の子ども会なんか映写会として使いたいという申し入れがあったのです、夜間。それと、空手クラブも夜間使わせていただきたいという要望もございましたので、そういう要望に応えるために、老人目的の施設でございますけれども、そういう多目的といたしますか、コミュニティ的な使い方も目的に反しない限り有効利用というふうに考えてございます。私ども耳に入っているのはその2件ですので、1時間1,500円としても2団体ですので、せいぜい2時間か3時間でしょうから何千円の世界だと思います。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 利用見込みとか予算的な影響は。

保健福祉課長（吉澤 宏君） その程度の見込みですので、予算額は増やしてございません。

よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 私は、いいことだと思います。事業に支障がない限りというところをしっかりと守っていただいていると思うのですが、逆に考えるならば、そういうニーズが川船地域にあるということは、やっぱり今後は川船地域にもそういうコミュニティセンター的なものがあれば地域のいろんな活動が活発に行われるということですので、こういうニーズ等を図りながら、これ保健福祉課のみならず教育委員会等も含めて、場合によってはそれこそ地域のコミュニティセンターというものの必要性なんかも検討していく状況にあるのではないかと思います。現状においてはどうか、ちょっと町長あたりの見解をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（佐藤邦義君） 川船の場合は、老人福祉センターがありますので、今話しにありましたように、実は当初は小学校のPTAのほうからも数年来申し入れがありました。川船には公民館が1カ所で、実は翠台のほうにはないので、どうしても翠台のほうにつくってほしいという内容はかねがねありました。ただ、もし地区の公民館

つくりますと、半分は地元持ちということもございますので、多分川船は有効利用していただければということだろうと思います。カラオケは、川船のカラオケグループではありません。田上全体のカラオケグループだそうです。そういったこともありますので必要ですが、坂田、上吉田のほうの人たちもコミュニティセンター欲しいという要望ありますけれども、現状では少し財政的にも難しいかなというふうに思っています。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにもございませんか。

しばらくにしてないようですので、議案第9号に対する質疑は終了します。

それでは次に、議案第10号を議題といたします。ただいま説明のありました10号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてございませんので、10号の案件について質疑は終了いたします。

それでは、次に議案第12号を議題といたします。ただいま説明のありました12号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。ございませんか。

ないようですので、議案第12号に対する質疑は終了します。

次に、議案第15号、16号、2件を一括で執行の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 議案第15号 田上町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、53ページであります。この施設は、心起園の隣にあります康養園でございまして、24年度から28年度末まで社協さんに指定管理していただいたものでございます。今年の3月31日に指定管理の期間が終了いたしますので、新たに5年間指定管理をお願いしたいというものでございます。

1ページはぐっていただきまして、議案第16号でございまして、田上町障がい者支援センターの指定管理者の指定でございまして、これの24年度から5年間、指定管理をしている施設でございまして、3月31日に指定管理の期間が切れますので、これも29年の4月1日から5年間指定管理の継続というか、指定を議会にお願いするものでございます。当然保健センター内にありますので、これは今社協が指定管理受けてございまして、利用施設も継続でお願いしたいという趣旨でございまして、

よろしくをお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明のありました15号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 議案第15、16号、同じですけれども、これ指定管理制度に今後5年間やって、またこれも1年1年更新すると思うのです。その辺いいのですけれども、この指定管理者することによって今までの実績から見まして、

町の趣旨から見ると指定管理者に委託することによってどのくらいの利害が出てくるのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 町に収入が云々はございませんけれども、この施設の管理するのに私どもの手間が一切要らぬということで、人件費が事実上削減になってございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第15号に対する質疑は終了します。

次に説明のありました16号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

ないようでございますので、議案第16号に対する質疑は終了します。

それでは、休憩に入りたいと思いますので、10時10分から。

午前 9時51分 休 憩

午前10時10分 再 開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、再開いたします。

それでは、議案第18号だけということで執行の説明お願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） では、議案書の77ページお願いします。一般会計補正予算、歳出の2項の徴税费でございますが、1目税務総務費15万5,000円の減額、これにつきましては掛金率の改定に伴いまして減額をお願いするものでございます。

ページめくっていただきまして78ページ、2目の賦課徴収費273万4,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては償却資産の関係で一部修正申告、一部物件が何か二重計上されていたということで修正申告が出されてきました。その27年度分について還付が必要になるということでお願いするものでございます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては50万8,000円、共済費、これも掛金率の改定に伴う部分の補正をしてございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） では、79ページ、民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のほうを説明させていただきます。

議案説明欄のほうで説明させていただきます。社会福祉総務事業は、365万円の減額でございます。給料と職員手当につきましては、育休をとっている職員がいますので、その分の給料、ボーナスの減でございます。共済費107万7,000円は、先ほど

町民課長が説明したとおりでございます。7節賃金でございますけれども、108万7,000円の減でございます。これ9月補正で育休代替として臨時の看護師の賃金をお願いしたのですけれども、10月から3月分なのですけれども、やっと見つかりまして、10月から2月分まで不用になったという趣旨でございます。その下の臨時福祉給付金事業でございますけれども、94万7,000円の減でございます。1人3,000円の口でございます。実績でございます。その下、臨時福祉給付金、経済対策分でございます。これは、1人1万5,000円の口でございますけれども、国からの通知で27年度の支給人数を上限としろという通知文書が来ましたので、その分臨時福祉給付金210万円、140人分を減額するものでございます。

1ページはぐっていただいて、年金生活者等支援臨時給付金でございますけれども、210万円減額するものでございます。1人3万円の支給の口でございます。実績見込みで70人の減になってございます。

続きまして、2目老人福祉費でございますけれども、右側のほうで説明させていただきます。一番上の黒のひし形、老人福祉事業1,606万3,000円の減でございます。13節の委託料でございますけれども、県央寮に1人入所した方がいらっしゃいますので、17万9,000円の増でございます。20節の扶助費でございます。在宅寝たきり老人の介護手当でございます。これにつきましては、実績見込みで70万円減額してございます。28節繰出金でございますけれども、1,554万2,000円の減でございます。介護保険特別会計の繰出金が1,437万2,000円、後期高齢者の特別会計の繰出金が117万円の減でございます。これ各会計で説明がありますので、そちらのほうでお聞きください。その下、敬老事業でございますけれども、49万1,000円の減でございます。実績見込みでございます。

続きまして、81ページになります。民生費、社会福祉費、障害者福祉費でございます。右側のところで説明しますけれども、障害者福祉事業37万5,000円の減でございます。これは、グループホームなのですけれども、建物が繰り越しますので、備品の同一年度でないといけないという県の指示がございますので減額するものでございます。備品は繰り越しできないということで県から指導を受けてございます。

81ページ、4目の母子福祉費でございますけれども、42万円の減額でございます。

右側、ひとり親家庭等医療費助成事業でございますけれども、実績見込みで42万円落としてございます。対象者が196人になります。

続きまして、1ページはぐっていただいて、5目の老人福祉施設費でございます。老人福祉センター管理事業として需用費、光熱費ですけれども、20万円の減、実績

見込みでございます。老人福祉センター管理、その他事業といたしまして、備品購入費でございます。AEDが壊れましたので、1台入れかえる、購入するのに30万5,000円をお願いしたいものであります。その下、心起園管理事業ですけれども、50万円の減額でございます。需用費でございますけれども、燃料費です。実績見込みでございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） その下でございますして、2項1目児童福祉総務費の201万9,000円の減額につきましては、共済組合負担金の掛金率の影響に伴うものでございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 83ページでございます。民生費、児童福祉費、3目が児童手当費でございます。補正額が503万5,000円の減額でございます。右側の説明欄で見ていただきますけれども、扶助費でございます。3歳未満の被用者分が349万円の減、小学校修了前、第1子、第2子分が81万円、以下第3子が37万5,000円、中学校が36万円の減額でございます。1月末現在ですけれども、3歳未満の被用者分が150人が対象でございますし、小学校修了前、第1子、第2子分が609人が対象者数でございます。小学校修了前、第3子分が89人が対象でございますし、中学の終了前分が276人が対象でございます。

続きまして、1ページはぐっていただいて、84ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。補正額が711万5,000円の減額でございます。

それでは、右側の説明欄のほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。保健衛生総務事業として203万1,000円の減額でございます。共済費は、先ほど言いましたように、掛金率の変更でございます。7節賃金でございますけれども、90万5,000円の減額でございます。報償費につきましても29万1,000円の減額でございます。何が減額になったかといいますと、今まで通年雇用で臨時職員を雇ってございましたが、ご本人の申し出により通年ではなくて日々雇用といいますか、そっちに変更してくれと申し出がありましたので、そちらほうに変更してございます。

続きまして、母子健康診査事業でございます。228万7,000円の減額でございます。そのうち委託料が228万7,000円の減額です。内訳でございますけれども、乳児健康診査委託料が14万2,000円の減額、妊婦健診のほうですけれども、214万5,000円の減額でございます。乳児健康診査の委託料は36人の減でございますし、妊婦のほうは21人の減でございます。続きまして、その下の乳幼児育児用品購入費助成事業でご

ございますけれども、54万4,000円の減額でございます。これは、実績による減でございますけれども、30人の減でございます。

85ページになります。子ども医療費助成事業でございます。204万7,000円の減額でございます。13節の委託料65万5,000円の減額、それと扶助費といたしまして、医療費助成でございますけれども、139万2,000円の減額でございます。これにつきましては、実績見込みでございます。続きまして、その下、保健センター管理事業でございますけれども、306万8,000円の減額でございます。委託料として12万9,000円の減額でございますけれども、工事費293万9,000円の減額でございます。これにつきましては、保健センターの空調工事の入札執行を行いまして、その請負差額分の減額でございます。その下、その他事業といたしまして286万2,000円の増額でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、2万円の増額でございます。水道事業会計職員の人件費分、要は児童手当でございますけれども、2カ月分を計上もれしておりましたので、計上したものでございます。28節繰出金でございますけれども、284万2,000円の増額でございます。国保への繰出金でございますので、国保の歳入で説明を受けたいと思います。

続きまして、2目の予防費でございます。797万5,000円の減額でございます。右側の説明欄のほうで説明させていただきましますけれども、予防接種事業は686万3,000円の減額でございます。その下の委託料、これはほとんどなのですけれども、686万3,000円の減額でございますけれども、個別接種委託料でございます。主なものとして4種混合が140万円の減、小児肺炎球菌が120万円の減、水ぼうそうが160万円の減でございます。4種混合については29人の減、小児肺炎球菌につきましては27人の減でございます。水ぼうそうについては75人の減になってございます。

続きまして、健康増進事業で111万2,000円の減でございますけれども、賃金が30万2,000円でございます。その内訳として、特定健診の雇い上げが12万8,000円、次ページでございますけれども、肥満ですとか糖尿病の雇い上げが減額になってございます。これは実績でございます。

続きまして、委託料でございますけれども、81万円の減でございます。健康診断の委託料、これも実績によって減額になってございます。

私の説明は以上でございます。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、3目の環境衛生費349万5,000円の減額でございます。内訳につきましては、説明欄で説明をさせていただきます。

まず、合併処理浄化槽補助事業315万7,000円の減でございます。5人槽につきま

して74万8,000円、当初は12基を見ておりましたけれども、8基分ということで4基分の減額でございます。6、7人槽については減額の240万9,000円、こちらは15基を見ていたのですけれども、4基の見込みということで、それぞれ減額をしておるものでございます。

それから次に、環境衛生事業委託料33万8,000円、87ページになりますが、し尿汲取り委託料ということで、こちらにつきましては年間の見込みということで、予算と比較すると約6万2,600リットル減額見込みということで、それに伴う減額でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 続いて、10款教育費、92ページになりますが、よろしく申し上げます。10款教育費、1項2目の事務局費でございますけれども、44万4,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、共済費で共済組合負担金の掛金率の変更に伴うものでございます。

続いて、4項1目の社会教育総務費の31万6,000円の減額をお願いするものでございますが、説明欄のところでご説明申し上げます。まず、4節共済費、共済組合負担金につきましては、これも同じく掛金率の変更に伴うものでございます。続いて、8節の報償費の講師謝礼2万円の減額につきましては、今年度ロビーコンサートが終了いたしまして、その実績により減額補正を行うものでございます。

次のページに入ります。その25節積立金の音楽振興基金利子積立金の1,000円につきましては、これ追加でございますけれども、基金利息を積み立てるものでございます。ちなみに、利息が195円でございます。

続いて、4目になります。それで、コミュニティセンター事業でございますが、1万7,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄、コミュニティセンター管理事業では、1節の報酬の管理人報酬1万7,000円を増額することでございますけれども、現在2人の管理人が交代で管理をしております。当初予算では、1名分の通勤手当を計上しておりましたが、もう一名の方の通勤手当が必要となりまして、不足が生じることから追加補正をお願いをするものでございます。

次に、5項3目の体育施設費でございますが、108万円の減額をするものでございます。説明欄のところではありますが、これが羽生田野球場の外野の芝生の張替工事で請け負い差額が生じたことから108万円の減額をするものでございます。

続いて、4目学校給食施設費494万7,000円の減額でございますが、最初に2節、それから3節の給料、職員手当につきましては、今年度7月末で職員1名が退職したことによる減額補正でございます。それから、4節共済費につきましては、共済

組合負担金の掛金率の変更に伴う減でございます。

以上です。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、62ページをお開きください。繰越明許費の説明をやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

62ページ、3款民生費、1項社会福祉費でございますけれども、臨時福祉給付金事業、経済対策分でございます。12月補正でお願いしたものでございます。1人1万5,000円の給付金でございます。3,343万2,000円を繰り越したいよと、その内訳としまして、直接住民の手に渡る給付費が3,090万円でございますし、あと事務費といたしまして253万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。その下の介護基盤整備事業でございますけれども、3,200万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは、小規模多機能施設の建物の建築費をこれも28年度補正をお願いしたのですけれども、3月まで工事終わらぬということで3,200万円そっくり繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

説明のありました18号について質疑に入ります。質疑のある方ご発言願います。

11番（池井 豊君） 83ページ、民生費、児童手当についてと、ちょっとあれは違うのですけれども、85ページ、予防費、予防接種についてです。大幅な執行残が出ていますけれども、これに対しての残が出た要因、児童手当もらい来なかった子がいるとか、予防接種受けなかった人がいっぱいいたとかそういう主な要因と、これだけ残が出るというときに、出ている状況において、積算も予算積算のときに何か問題はなかったのかというところを質問いたします。

それともう一つあわせて、86ページ、環境衛生費のところの合併浄化槽の件なのですけれども、これ12の8、15の4というふうなことなのですけれども、これ単純に家が建たなかったというふうに捉えたほうがいいのか、それとも浄化槽エリアに家が建たなかったというふうに見ればいいのか、これもちょっと予想に対してどういうふうな印象を持っているのかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

以上3点です。

保健係長（時田雅之君） 今ほどの池井委員のご質問なのですけれども、児童手当、それから予防接種費の減額補正につきましては、ほぼみんな少子化の影響を少し食らっているところが大きな要因となっております。児童手当につきましては、一番大

きな減額補正の部分が3歳未満の被用者分ということで、ここが一番大きな減額となっておりますし、予防接種の関係につきましては、出生直後から受ける予防接種の種類が減額が一番大きな要因となっております。積算についてなのですが、ちょっと少子化の対策として町も取り組んでいるところもありまして、転入の数値も入れて大体70名ほどの数値で計算しております。しかしながら、思ったよりもお子さんが産まれないという影響を食らいまして、このような減額補正となっております。

町民課長（鈴木和弘君） 合併処理浄化槽の関係につきましては、今池井委員がおっしゃるように、思ったほどやっぱり建たなかったというか、そういう部分が一番の原因です。

3番（小嶋謙一君） 80ページの敬老事業における49万1,000円の減、この使い道につきまして、敬老会そのものに対する助成金だと思っておりますけれども、これは残さずある程度敬老会開催しているところに配ることができなかつたのか。それと、73ページ、児童クラブ利用料130万7,000円の減ですが、これは利用料ですから恐らく利用者数が減っているかと思っておりますけれども、この今後の動向といいますか、見通しというのもし持っていれば聞かせてください。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 敬老会でございますけれども、あくまで1人2,200円ということで参加者とその参加者に対して、その40%スタッフというルールがございますので、それに基づいてやった結果でございます。以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 利用料が、当初予算の歳入よりも見込めなかつたというのは、確かに当初見込みと数字がかけ離れているという部分があつたかと思ひます。それで、平日の利用の児童は、当初は50名と見込んでおりましたけれども37名、長期は平均34名と見込んでいたのが21名ということで、少し減つた状況が生じておりまして、その差がここで減になつたこととございます。

以上です。

3番（小嶋謙一君） そうということで、利用が減っているということなのですが、漏れ聞くところによると、何か利用料が高くなっているというようなことで利用しないということも聞こえているのですが、その辺はどうなのでしょう。

教育委員会事務局長（福井 明君） 利用料自体は、ずっと変更はしておりませんので、実績として利用者が減となっているものであります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私から1つ聞かせてください。敬老会の出席総人員てどのぐらい出席したのですか、今年。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 28年度は、957人ほどでございます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 1点教えてください。

確認もあるのですけれども、82ページのAEDの購入なののですけれども、これはどういうふうにしてわかったのですか。これは、定期的に検査すると思うのですけれども、その検査状況もあわせてちょっと教えていただけますか。

福祉係長（棚橋康夫君） 今のAEDの質問なののですけれども、定期的な検査というようなことを行っていないのですけれども、ただ例えばパットの入れかえですとかそういったのを行っていて、このたびはAEDのほうに発信装置というのがついていて、ちょっと不具合があるとそれが鳴るのですけれども、それが鳴ってちょっと確認したら、修理はできるのですけれども、5年の有効期間を過ぎているので有料になるということで、購入したほうが得といたしますか、そういったことで聞いております。

議長（皆川忠志君） 本来は、今の話からいくと何にもなくて、何にもしなかったのだけれども、警報が鳴ったのですか。ということ。AEDは、大体消防というか、これは耐用は何年で、本来これ何年に1回とか何カ月に1回とかそういう検査をなさいというような基準はないのですか。なかったら、いざというときに使えなかったらどうするのか、ちょっと教えてください。

福祉係長（棚橋康夫君） 毎日信号を発信して、AEDの本体自体のほうから点検といえますか、それは行っていますので、そのときに発信のエラーが出て故障というのがわかったという状況です。耐用年数は7年です。

議長（皆川忠志君） そうすると、毎年1回やっていて、その報告は求めているのですね。町にあるAEDの検査とかそういうのは定期的にやって、また報告を求めているという理解でいいですか。

福祉係長（棚橋康夫君） 毎年といえますか、毎日本体から発信、機械本体のほうから。
(点検していること言っているんですかの声あり)

福祉係長（棚橋康夫君） はい。毎日点検しております。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第18号に対する質疑は終了します。

それでは、議案第21号から24号まで一括で執行の説明をお願いします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の114ページからになります。議案第21号平成28年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳

出それぞれ3,849万5,000円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,743万7,000円とするものでございます。内容的には、年度末ということで、それぞれ補助金なり申請あるいは確定している部分の増減の整理、歳出でも今後の見込みにつきまして増減整理をお願いしているものでございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。議案書119ページからになります。歳入、1款国民健康保険税、1項2目退職被保険者等国民健康保険税246万2,000円の減ということでございます。実は、当初予算で退職者の関係、被保者数を120人ということで見込んでいたのですけれども、これについては制度的にもう終わっている部分もあって、なかなか見込めない部分も前後したりする部分もあったりして、若干ちょっと余計に見ていた部分ありまして、それぞれ人数の減に伴うものでございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金930万5,000円の減でございます。これにつきましては、医療費の関係、それから介護納付金あるいは後期高齢者、これに伴いまして国から定率32%の負担をいただいている部分ですが、これは変更申請によるものの数字の増減でございます。

それから、2目高額医療費共同事業負担金、3目の特定健康診査負担金、これらにつきましては、それぞれ変更申請あるいは既に交付決定をいただいているものについて整理をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、120ページ、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金351万9,000円でございます。こちらにつきましては、医療費等に関係する部分で国からの補助ということで約9%ですか、これにつきましては今変更申請を出しております。その見込みで増額しております。

3目制度関係業務準備事業費補助金ということで、92万7,000円でございます。これにつきましては、都道府県化に向けて国保の納付金を算定するために昨年6月議会ですか、導入、電算の委託経費ということで、これについて一般会計からの繰り入れをお願いをしていたのですけれども、国のほうから補助が認められましたので、この分を受け入れるものでございます。

5款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金4,313万2,000円の減、これは退職者の医療費に対して交付金が交付される部分でございますので、退職者の被用者の減ということでございますので、それに伴うものでございます。

2項1目前期高齢者交付金34万9,000円でございます。これについては、交付決定に伴う増額でございます。

121ページ、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、2目の特定健康診査負担金、これらにつきましては、それぞれ先ほど国庫負担金で説明をさせていただきましたように、交付決定変更申請に伴う部分での金額の整理でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金、これらもそれぞれ交付額の確定、これにつきましては連合会から交付をされてくるものでございます。1節高額医療費については、1件80万円を超えたものについて交付をされてくるものでございますし、2目の保険財政については、1円以上これらに該当するものを交付されるということで、当初見ていたよりも交付される分が少ないということは、医療費がそれより少なかったというふうな形で見ていただけるかと思えます。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金284万2,000円の増額をお願いするものでございます。まず、3節出産育児一時金繰入金、これにつきましては当初10人分を出産、国保のほうで予算も見ております。今の見込みで4人ぐらいということで見込んでいますので、1人当たり42万円ということで、これにつきましては一般会計から3分の2の繰り入れをお願いしている部分でございますので、その部分の減額でございます。それから、4節事務費繰入金92万7,000円、先ほど国庫支出金のほうで説明をさせていただきましたが、国からの補助の受け入れができるということで、一般会計の繰り入れを減額するといった内容でございます。5節の財政安定化支援事業繰入金488万9,000円、これにつきましては普通交付税のほうに算入する部分でございます。交付税の決定に伴いまして増額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、122ページ、2項1目給付準備基金等繰入金2,300万円今回お願いするものでございます。歳出のほうで医療費に伴う部分で国への返還金等も見込まれますので、今回基金のほうから繰り入れをお願いするものでございます。ちなみに、28年度末は約1億8,200万円になる見込みでございます。

11款繰越金、1項1目の繰越金については、全額計上しておるところでございます。

続きまして、123ページ、歳出でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、それぞれ退職者の医療費、療養費、2目の高額療養費、それぞれ被保者数の見込み等が当初より少なくなったという関係、今後の見込み等を見ましてそれぞれ減額をさせていただいている内容でございます。

めくっていただきまして、124ページ、出産一時金でございます。歳入でもご説明

しましたように、4人分の減額をお願いするものでございます。

それから、3款後期高齢者支援金、次のページ、6款介護納付金について、それぞれ額の確定に伴う補正をお願いするものでございます。

7款共同事業拠出金、1項1目の高額医療費拠出金、2目の保健財政共同安定化事業拠出金につきましては、こちらにつきましては過去3カ年の状況で、先ほど歳入で連合会から交付をするという、その財源になるものでございまして、これを一旦歳出のほうで各県内の市町村が過去3カ年の医療費に基づきまして拠出をする金額でございまして、これの確定に伴いまして減額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、126ページ、8款保健事業費、2項1目特定健康審査等事業費100万円、委託料です。健康診査委託料、こちらについては特定健診、3の段階では50%ぐらいを見込んでいたのですけれども、今の状況では恐らく40%ぐらいになるかなということで、それに関係する部分の減額でございます。

11款諸支出金、1項3目償還金1,037万2,000円でございます。これにつきましては、27年度の療養給付費、医療費等の関係で国から負担金を受け入れている部分ですが、年度末でいつも医療費が確定して、翌年度に返還すると、返還あるいは追加交付をされるということで、27年度については実績で1,037万2,000円の返還が必要になったということで今回お願いするものでございます。

国民健康保険は以上でございます。

続きまして、議案第22号でございます。平成28年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ246万5,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億896万5,000円とするものでございます。これもほぼ確定見込み等により増減整理するものでございます。

132ページお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料66万6,000円の増額をお願いするものでございますが、これらにつきましても広域連合のほうから通知等が来ております。今後の見込み等を見て増額をしておるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、それから2目の保険基盤安定繰入金、3目長寿健康増進事業繰入金、それぞれ額の確定、見込み等によるものでございます。ちなみに、3目の長寿健康増進事業、これは人間ドック1人当たり1万円の補助をしているのですけれども、当初では30人見ているのですけれども、今の時点で10人程度ということで、20人分の減額でございます。

4款1項1目の繰越金、これにつきましては全額計上してございます。

続きまして、133ページ、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金231万円ということで、これについては既に通知が来ている部分、今後の見込み等を含めまして増額をしているものでございます。

3款諸支出金、1項1目一般会計繰出金につきましては、27年度分の精算ということで一般会計に繰り出すものでございます。

3項保健事業費、1目長寿健康増進事業費20万円の減ですが、歳入でご説明しましたとおり、人間ドックの補助ということで、1人当たり1万円ということで20人分の減額ということでございます。

後期高齢は以上でございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、議案第23号でございます。平成28年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算でございます。

135ページでございます。歳入歳出それぞれ833万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4,999万1,000円にするものでございます。

140ページからになります。歳入でございますけれども、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますけれども、833万円の補正をお願いするものでございます。27年度の繰越金がまだ余ってましたので、833万円余ってましたので、全額補正で28年度予算に入れるということでありませう。

141ページの歳出でございます。3款予備費、1項予備費、1目予備費でございますけれども、同じ金額、833万円を予備費に計上するという補正でございます。

23号は以上でございます。

続きまして、議案第24号でございます。142ページになります。28年度田上町介護保険特別会計補正予算でございます。歳入歳出それぞれ1億1,292万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を12億2,678万3,000円にするものでございます。

147ページをお開きください。それでは、147ページ、歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございます。補正額は19万1,000円の増額補正でございます。右側の説明欄でございますけれども、特別徴収分が290万6,000円の増額、普通徴収分が283万円の減額でございます。滞納繰り越し分が11万5,000円増額でございます。実績見込みでございます。その下、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございます。2,552万4,000円の減でございます。歳出の給付費が減ってございますので、それにあわせて減らしたという部分でございます。

その下でございますけれども、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付

金でございます。900万円の減額でございます。これにつきましては、給付費の減によるものでございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業でございます。これを326万8,000円を増額補正お願いしたいものでございます。先ほど条例の説明でもございましたけれども、中店と原ヶ崎の施設でボランティアを育成するなど行うことによって交付金の対象になりますので、補正をお願いするものでございます。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業でございますけれども、5万円の減額をお願いするものでございます。実績見込みでございます。

続きまして、148ページになります。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でございます。4,731万1,000円の減額でございますけれども、これも給付費の減額に伴いまして減額するものでございます。

2項地域支援事業交付金でございますけれども、226万9,000円でございます。これも中店と原ヶ崎、ふれあいとくつろぎの家のボランティアの育成をやるということで増額になってございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金でございます。2,125万1,000円の減額でございます。給付費の減による歳入の減でございます。

続きまして、149ページでございます。5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業分でございます。163万4,000円の補正をお願いするものでございます。これも原ヶ崎、中店の関係でございます。

2目地域支援事業交付金、包括的支援事業で2万5,000円の減、実績見込みで減としてございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金でございますけれども、1,585万6,000円の減額をお願いするものでございます。これも給付費の減によって、一般会計から繰入金を減額するものでございます。

2目の地域支援事業繰入金でございます。介護予防事業でございます。153万4,000円、これも中店、原ヶ崎の関連でございます。

3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業でございますけれども、2万5,000円の減額をお願いするものでございます。実績見込みでございます。

4目の低所得者保険料軽減繰入金2万5,000円でございますけれども、これも実績見込みでございます。

1ページはぐっていただき、150ページでございます。基金繰入金でございますけれども、介護給付費準備基金からの繰入金を1,055万2,000円の減額をお願いするも

のでございます。これも給付費の減で、基金は実質的に28年度はこれで使わなかったということでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますけれども、810万円の補正を増額をお願いするものでございます。27年度の繰越金を全額計上したという趣旨でございます。

9款諸収入、3項雑入、1目雑入30万円減額補正をお願いするものでございます。コミュニティデイホームの利用者減によって30万円の料金が入ってきませんので、減額するという趣旨でございます。

続きまして、151ページ、歳出でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費でございます。補正額が2,996万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは、要介護の人が対象でございます。ショート、デイ、ヘルパーを利用するための給付費です。利用者人数の減でございます。

2目の地域密着型介護サービス給付費でございます。3,149万2,000円の減額をお願いすることでございます。これは、利用実績の減と、もう一つの理由が小規模の18人の利用もそれに入るのですけれども、今あるスペースを有効に活用して、この事業に該当しなかった、要は19人以上の施設にしましたので、この給付費が減額になったものでございます。

1ページはぐっていただきまして、3目の施設介護サービス給付費でございます。5,261万9,000円の減でございます。これにつきましては、入所利用者の減でございます。

続きまして、6目居宅介護サービス計画給付費でございますけれども、101万3,000円の減額でございます。これは、ケアマネが作成する計画でございますけれども、利用者減によって101万3,000円の減になってございます。

続きまして、153ページの2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費でございます。今度はこれにつきましては、要支援の方の給付でございます。401万1,000円の減額でございます。これもショートですとか、デイ、ヘルパーの利用者減によるものでございます。

154ページをお願いいたします。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、2目が地域密着型介護予防サービス給付費でございますけれども、600万円の減額でございます。これもさっきと同じで、18人未満を対象にした歳出でございますけれども、今あるスペースを有効活用しまして、定員を増やすため減額になったもので

ございます。

続きまして、155ページでございます。2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費でございます。173万7,000円の減額でございます。これにつきましては、生活保護とか町民税非課税の人を対象にして、食事とか居住費を補助するものでございますけれども、人数の減による減額でございます。

1ページ開いていただいて、156ページでございます。2目の一次予防事業費でございますけれども、1,391万7,000円の増額でございます。これは、あくまで右側の説明欄ですけれども、地域介護予防活動支援事業費としてそっくり負担といいますか、予算計上するものでございます。中店と原ヶ崎の事業ですとかの経費でございます。

私の説明は、以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま4項目にわたって説明がございましたけれども、それでは議案第21号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。21号ですけれども、ございませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、議案第21号に対する質疑は終了します。

次に、議案第22号について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。何かございませんか。

それでは、22号質疑は終了いたします。

次に、議案第23号の案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。ないですか。

それでは、ないようですので、議案第23号について質疑は終了します。

次に、議案第24号について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言願います。

11番（池井 豊君） この介護保険に関しては、原ヶ崎、中店の件もあたりとか、またいろいろな要因もあるのですが、151ページの居宅介護サービスで2,900万円、約3,000万円減額補正、1ページはぐって施設介護では5,260万円の減額、それぞれが人数の減、利用者の減というふうにあっさり説明されてきましたが、いろいろな諸状況も踏まえて予算組みする必要性があったと思うのですけれども、この大幅な減額補正について、当時は課長は予算立てのときにはうなずいていたかもしれませんが、この状況に至って担当課としてどのように捉えているのか、説明願いたいと思います。

保健福祉課長（吉澤 宏君） あじさいの里に増築したのですけれども、田上の人より

加茂の人が多く入ったので、そのような要因ございます。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 相談しているようなのでつなげますけれども、そこが見込みが甘かったのではないかとというようなところなのですけれども、これ減額補正だったのでよかったといえばよかったということなのですけれども、逆にこれがどこかでリバウンドを起こして今度増額補正なんていう形ではね返ってくるようなおそれが懸念されるわけですが、これ単純に田上じゃなくて加茂が多かったからというふうなことで考えていいものなのか、そこら辺の要は課としての予算の積算上の見込み方に問題があるのではないかとこのところを今聞いているのですけれども、そこら辺のお答えください。

福祉係長（棚橋康夫君） ちょっと今課の見込み方、ちょっとまた課長のほうからあれなのですけれども、例えば2款1項2目の地域密着型サービス、ここにつきましては小規模の通所事業というのがあるのですけれども、それ新しくできる予定だったので、そのもともとの事業所が定員を変更しまして、この事業ではないところにかわった関係で、ちょっと3,000万円ということで大幅な減になっております。その次の2款1項3目施設につきましては、先ほど課長が申し上げたように、あじさいの里の町外の方の入所が多かったということで、田上町の給付としては少なかったという結果です。大きな理由としましては、そういったところがありますけれども、それ以外のちょっと課の見込み方については……では、3款1項2目、一番最後のところの1,390万円増の地域介護予防活動支援事業ですけれども、ここにつきましてはコミュニティデイホーム、原ヶ崎と中店の分を補助対象の事業に移す関係で、今上がっているものをそっくりまたもう一度別のこの事業でちょっと上げさせていただいて、こちらのほうから支出することで補助の対象ということにさせていただきたいと思います。当初のときに補助のほうに乗れるというようなことわからなかったものです。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 課としての予算方針でございますけれども、直接の支払いに支障がないように、多少余裕があるように予算計上してございます。

以上でございます。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 今池井委員の質問と大体関連してなのですが、152ページのあたりなのですけれども、減額がいっぱい出ているということは、逆に特にケアマネさん、これも減出しているのだけれども、要するに私当初の予算が云々ではなくて、在宅介護が基本なので、その在宅介護のほうで定着してきて施設の利

用者が少なくなったのではないかなというような私気もするのですけれども、その辺単に予算的な誤算ではなくて、そういうのをちょっともし感じておられるのであれば、その辺ちょっと発言してもらいたかったのですけれども、これから来年から総合事業始まるのですけれども、だんだんとそういうふうによっぱり予算が減ってくるように私は、そういう在宅介護はもうすごくサービスがなってくるので、その辺が予算的にもっときっちり見てもらいたいなという感じがしていますし、それからあじさいの里、隣の市のほうの入居者が多かったという話なのですけれども、当初50床増床するとき、我々の希望では優先的に田上町の人を入れなさいということで約束されたはずなのですけれども、その辺隣の町からじゃんじゃん入ってきました、そういう話ではないのだと思うのですけれども、その辺どう許されたのか。地域特例の感じでやっておられるのか、その辺の感じ私よく知らないのだけれども、実質どうなのでしょう。我々田上町の要望は受け入れられていないような気がするのですけれども、どうなのでしょう。その辺いま一度。

社会文教常任委員長（松原良彦君）　ただいま貴重な意見が出ましたけれども、保健福祉課長どうですか。

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君）　川崎委員の質問で、ケアマネのケアプラン減になっております。言われたとおりに、4月から総合事業ということで、国はもう施設介護、それも大事ですが、在宅ということで方針変えて進んでいるところです。という意味では、このケアプランというのは在宅の方のケアプランを作ると、ケアマネさんが作るということです。この経費をこれから出てくるの当然あるかと思えますので、今回は減額になっておりますけれども、これから出るということも当然考えられる部分であります。

あとあじさいの里につきましては、平成27年の春、50床増床して100床になったわけ。それで、今満床で田上町を優先にということでお話あったかもしれませんが、実際今待機者の絡みで、今どこの県、どこでも申し込みができるという状況であります。ということで、待機者がいる中でやはり緊急度というものもあるわけ。田上の方の緊急度もあるし、優先順位が加茂の方が待機していて、その方の緊急度、その緊急度というのは家庭的にもう見られないと、どうしようもないというような方も大勢いらっしゃる中で、施設のほうで入所の判定委員会というのを開いた中で決めているというものがありますので、減ったから田上の方が必ず入るというわけでもないのです。ただ、当然ながら田上の方は大勢入っておりますので、そういう状況があります。ですので、加茂の方が入ったり、どこかの方が入ったり

ということも当然ありますので、そういう意味でちょっと予測ができないという部分もあって、確かに減額は大きいですが、予測のできないという部分もありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） それはわかるのですけれども、隣の町の市長もすごい世界一のなにかとかなんて言っていますけれども、第4平成園だとか何かいろいろ構想もあるみたいなのですけれども、やはり田上町も保育園の待機児童と同じなのですけれども、やっぱりまだ相当の百何十人も多分おられるのではないかと思います、待機している人。その辺やっぱりこういう条件で、せっかく田上町にそういう介護施設ができて、隣から入ってきましたなんて、そんな話にならないと思うので、その辺やっぱりどういうふうに査定いただいているかは知らないけれども、一人でも田上の100床のうち2人や3人はそれ今まで小須戸あたりから入っている人もおられますけれども、それらは除いて新しい50床というのは、我々は真に田上町の希望者を優先しなさいということなので、その辺やっぱり約束事を守っていただきたいと私は思います。そんなことで、今後どのくらいのあれだかわからぬけれども、どのくらい入所者いるのか、その辺ちょっと……

（何事か声あり）

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） だからその辺私はちょっと心配している。せっかく50床できて、だから一人でも多く私は入れてもらいたいという希望。

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） 現在田上の方、あじさいの里に入所されている方は77か78人ぐらいということであります。この50床増床したというのは、町が例えば補助ということを出してはいないわけであります。そういう意味で、確かに優先、優先されている部分というのはもちろんあるはずなのです。なのですけれども、こちらのほうとしてはお願いしますというような依頼、お願いしかできない。実際それしております。例えば町の中で、非常に困窮しているとか、家庭状況でとても見られないという方につきましては、直接あじさいの里にお話をして入所に持っていくというケースも当然ありますので、そういう意味ではお願いはしておりますので、お願いをしているし、お願いしかちょっとできないという状況です。先ほど言いましたけれども、田上の方は77か8ということで今入所されている状況です。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） その気持ちというかはよくわかります。要するに、あじさいの里はごまどう福祉会という社会福祉法人がやっている中身なので、社会福祉協議会がやっているところであれば少しは強く言われても、個人的な法人だからまあまあお願いしますという補佐が言われたとおりに、そんなのも当然かな

ということも考えられるのですけれども、でもやっぱり今まだ待機している、希望されている130人ぐらいの、100人でしょうか、九十何人でしょうか、その辺の人を極力我々の願いは、一人でも多く入所させていただきたいというのが私含めてみんなそう思うと思うので、その辺ちょっと努力していただきたいということをお願いしたいと思います。

終わります。

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） あじさいの里増床される前は、100人超えていた待機者がおりました。すみません。ちょっと今はっきりした資料私持ち合わせていないのですが、今90人前後ぐらいの方が待機されていると。

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） 本当に大変だという……

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） この九十何人ぐらいの待機者というのは、ほかの施設も、あじさいの里だけでなくほかの施設も申し込んでいる、要は重複している、申し込みが重複していて九十何人ぐらいということです。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 要するに、よその加茂入っていて、田上のあじさい持っていきたいという人もみんな入っているのでしょうか。そういうのも入っているのでしょうか。だから九十何人。

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） 特別養護老人ホームに入っている人ではないですけども、例えば老人保健施設、田上で言えば田上園とか加茂のさくら苑とか。

（入所するには高いんだて。だから安い特養入りたいと。

半分以下、3分の1で入られるんですの声あり）

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） 老人保健施設に入っている方で特養に申し込んでいる方。

（じゃ、そういうのを含めてなんだねの声あり）

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） はい、そういうことであります。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 九十何人いるのわかりましたけれども、真意に本当に入りたくて待っている方が何人いるか、ちょっと後で調べてもらいたいのですけれども、そのやっぱり30人とか40人はそっちのほうへ優先していただきたいというのが本当の我々議員もしかり希望だと思うので、その辺ちょっと調べてもらえませんか。本当に介護認定3だとか2だとか認定されていても入られないという人が多分おられると思うのです。その辺本当にやっぱり優先して、同じ田上の社会福

祉法人なのだけでも、ぜひお願いしますというような申し込みがやっぱり町の私は本当の努力だと思うのです。これだけ日本全国話題に上っていて、それからそういうことをやっていくことによって、わあ、田上町はすばらしいなというような町民の意見が飛躍していく、悪いのだけでも、そういうことに結論的になっていくと思うので、その辺ちよっともっと町の管理者も一般の皆さん方、役場職員が本当に真剣になって考えていただきたいと思います。ということをお願いして終わります、お願いして。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま川崎委員から大変貴重な意見が出ましたので、町の保健福祉課も担当していますので、もう少し頑張ってみて、小さいこと、細かいこと、皆さん困っていることをよく把握してお願いいたします。

3番（小嶋謙一君） 総合事業に関連してですけれども、ボランティアの関係、中店、原ヶ崎の施設、そこにつきましてはいろいろ入金先、ぶっこみとといいますか、つかみでいくと約2,200万円、トータルすると、それだけ経費を使って社協に対しての委託するわけなのですけれども、費用対効果から見て町としてはどのような形のチェック体制とといいますか、どのような形で見きわめていくのか。今このような機会の方針とといいますか、考えがあれば出してくれませんか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 小嶋委員、何ページ。

3番（小嶋謙一君） 147ページの歳入でもって地域支援事業交付金で326万8,000円ありますよね。次、148ページのこれは地域支援事業交付金で226万9,000円ありますよね。それから、その次149ページ、これ地域支援事業繰入金で153万4,000円入ります。飛んで156ページの一次予防事業費、介護予防事業ですね。これ1,391万7,000円入るのですけれども、これだけの経費をつけて約2,200万円かけて事業を出すわけですけれども、費用対効果とといいますか、その町としてどのような形をチェックしていくのか、今考えがあれば聞かせていただきたい。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 私の説明が悪かったのかもしれませんが、156ページを開いていただくと、歳出なのですけれども、地域介護予防活動支援事業として総額で1,391万7,000円の歳出があります。それに対して、先ほど小嶋委員ご指摘しましたように、例えば147ページの国庫補助金の326万8,000円ですとか、148ページの226万9,000円、地域支援事業交付金などが入りますので、あくまで1,300万円の支出に対してそういう歳入が入ってくると。ですから、私どもの実際の持ち出しは…

（何事か声あり）

保健福祉課長（吉澤 宏君） すみません。もう一度ご説明させていただきます。156ページなのですけれども、歳出額が1,391万7,000円ですけれども、その特定財源の内訳を見ていただくと、国庫支出金が490万2,000円、その他が380万3,000円でございますけれども、その内訳がその下のところに国県繰入金、諸収入というふうになってございます。したがって、1,391万7,000円に対して、実質的に町の持ち出しは521万2,000円ということでございますので、十分効果があるというふうに認識してございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかございませんでしょうか。

それではないようですので、議案第24号について質疑は終了いたします。

私どもに付託された案件は全部終了いたしました。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結させていただきます。

それでは、これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案

のとおり決しました。

次に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決しました。

次に、議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決しました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決しました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり決しました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決しました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり決しました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決しました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり決しました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決しました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。執行の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

本会議には、今回出しました内容を整理して報告いたします。

以上でございます。これで社文委員会終わりにいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時39分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成29年3月8日

社会文教常任委員長 松原良彦